

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	特別児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県知事は、特別児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県知事

## 公表日

令和7年1月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当支給事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図るため、当該児童を養育している父又は母あるいは養育者に特別児童扶養手当を支給している。支給に当たっては、支給要件及び支給制限の審査を行う必要があり、特定個人情報ファイルをそのための基礎として利用している。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第22条1項にて義務付けられた情報照会者からの提供要求に応じるため、中間サーバーに特定個人情報ファイル(特別児童扶養手当関係情報)を「副本」として保存する必要がある。</p> <p>具体的には、以下のとおり特定個人情報を取り扱う。(神戸市分を除く)</p> <p>①特別児童扶養手当の支給に係る各種申請の際に、申請者より受給資格者、児童、配偶者、扶養義務者の個人番号の提供を受ける。</p> <p>②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、特別児童扶養手当の支給要件及び支給制限の審査に必要な情報を取得する。</p> <p>③取得した情報により申請内容を審査し、審査結果に基づき特別児童扶養手当を支給する。</p> <p>④特別児童扶養手当関係情報の変更内容を、中間サーバーに保存する。</p>
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、統合宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表66</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 81の項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 17,20,42,81,89,90,125,141,155,161の項</li> <li>同第15条 ル</li> <li>第18条 へ</li> <li>第19条</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部児童家庭課
②所属長の役職名	児童家庭課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部児童家庭課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3201 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-4161
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部児童家庭課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3201
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ O ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、宛名登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するような形式(国が示す様式)を使用している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※別表第二 19、30、116の項に係る主務省令は未制定	※別表第二 30、116の項に係る主務省令は未制定	事後	主務省令の制定
平成29年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部子ども局児童課 児童課長 柏原 俊朗	健康福祉部少子高齢局児童課 児童課長 木下 浩昭	事後	組織改編 人事異動
平成29年5月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部子ども局児童課 企画県民部文書課県民情報センター	健康福祉部少子高齢局児童課 企画県民部管理局文書課県民情報センター	事後	組織改編
平成29年5月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部子ども局児童課	健康福祉部少子高齢局児童課	事後	組織改編
平成29年5月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年1月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 項番16、19、26、30、56の2、57、87、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号ワ・同条第3号ワ・同条第4号、第19条第1号ホ・同条第2	・番号法第19条第7号 別表第二 項番9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号ル・同条第2号ル、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号	事後	法令改正
平成30年7月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	児童課長 木下 浩昭	児童課長	事後	様式変更
平成30年7月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号ル・同条第2号ル、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第12条第1号カ・同条第2号ワ・同条第4号ワ・同条第6号ル・同条第8号カ、第13条の2第1号・同条第2号ロ、第19条第1号ラ、第30条第10号、第31条第1号ワ・同条第2号ワ・同条第5号ワ・同条第6号ロ、第44条第1号ラ、第59条の2第1号ワ	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号ル・同条第2号ル、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第12条第1号カ・同条第2号ワ・同条第4号ワ・同条第6号ル・同条第8号カ、第13条の2第1号・同条第2号ロ、第19条第1号ラ、同条第2～6号、第30条第10号、第31条第1号ワ・同条第2号ワ・同条第5号ワ・同条第6号ロ、第44条第1号ラ、同条第2～6号、第59条の2第1号ワ	事後	法令改正
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	IV リスク対策	—	記載のとおり	事後	様式変更
令和2年7月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 項番9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号ル・同条第2号ル、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第12条第1号カ・同条第2号ワ・同条第4号ワ・同条第6号ル・同条第8号カ、第13条の2第1号・同条第2号ロ、第19条第1号ラ、同条第2～6号、第30条第10号、第31条第1号ワ・同条第2号ワ・同条第5号ワ・同条第6号ロ、第44条第1号ラ、同条第2～6号、第59条の2第1号ワ ※別表第二 30の項にかかる主務省令は未制定	・番号法第19条第7号 別表第二 項番9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、106、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号ル・同条第2号ル、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第12条第1号カ・同条第2号ワ・同条第4号ワ・同条第6号ル・同条第8号カ、第13条の2第1号・同条第2号ロ、第19条第1号ラ、同条第2～6号、第30条第10号、第31条第1号ワ・同条第2号ワ・同条第5号ワ・同条第6号ロ、第44条第1号ラ、同条第2～6号、第53条第1号チ、第59条の2第1号ワ ※別表第二 30の項にかかる主務省令は未制定	事後	法令改正
令和2年7月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(提供) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号ル・同条第2号ト、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第12条第1号カ・同条第2号ワ・同条第4号ワ・同条第6号ル・同条第8号カ、第13条の2第1号・同条第2号ロ、第19条第1号フ、同条第2～6号、第30条第10号、第31条第1号ワ・同条第2号ワ・同条第5号ワ・同条第6号ロ、第44条第1号フ、同条第2～6号、第59条の2第1号ワ ※別表第二 30の項にかかる主務省令は未制定  (照会) ・番号法第19条第7号 別表第二 66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第37条	(提供) ・番号法第19条第7号 別表第二 項番9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、106、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号フ・同条第2号ワ、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第12条第1号カ・同条第2号ワ・同条第4号ワ・同条第6号ワ・同条第8号カ、第13条の2第1号・同条第2号ロ、第19条第1号ム、同条第2～6号、第30条第10号、第31条第1号ワ・同条第2号ワ・同条第5号ワ・同条第6号ワ・同条第7号ロ、第44条第1号ム、同条第2～6号、第53条第1号子、第59条の3第1号フ ※別表第二 30の項にかかる主務省令は未制定  (照会) ・番号法第19条第7号 別表第二 66～69の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第37条、第38条、第38条の2、第38条の3	事後	法令改正
令和4年10月14日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(提供) ・番号法第19条第7号 別表第二 項番9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、106、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号フ・同条第2号ワ、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第12条第1号カ・同条第2号ワ・同条第4号ワ・同条第6号ワ・同条第8号カ、第13条の2第1号・同条第2号ロ、第19条第1号ム、同条第2～6号、第30条第10号、第31条第1号ワ・同条第2号ワ・同条第5号ワ・同条第6号ワ・同条第7号ロ、第44条第1号ム、同条第2～6号、第53条第1号子、第59条の3第1号フ ※別表第二 30の項にかかる主務省令は未制定  (照会) ・番号法第19条第7号 別表第二 66～69の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第37条、第38条、第38条の2、第38条の3	(提供) ・番号法第19条第7号 別表第二 項番9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、106、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号フ・同条第2号ワ、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第12条第1号カ・同条第2号ワ・同条第4号ワ・同条第6号ワ・同条第8号カ、第13条の2第1号イ・同条第2号ロ、第19条第1号ム、同条第2～6号、第30条第10号、第31条第1号ワ・同条第2号ワ・同条第5号ワ・同条第6号ワ・同条第7号ロ、第44条第1号ム、同条第2～6号、第53条第1号子、第59条の3第1号フ ※別表第二 30の項にかかる主務省令は未制定  (照会) ・番号法第19条第7号 別表第二 66項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第37条	事後	訂正
令和4年10月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部少子高齢局児童課	福祉部児童課	事後	組織改編
令和4年10月14日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部少子高齢局児童課 企画県民部管理局文書課県民情報センター	福祉部児童課 総務部法務文書課(県民情報センター)	事後	組織改編
令和4年10月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部少子高齢局児童課	福祉部児童課	事後	組織改編
令和4年10月14日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年3月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年1月4日時点	事後	時点修正
令和5年3月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年1月4日時点	事後	時点修正
令和5年3月30日	II しいき値判断項目 3. 重大事故発生 いつ時点の計数か	発生なし	発生あり	事後	事実発生
令和5年10月2日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月4日時点	令和5年8月1日時点	事後	時点修正
令和5年10月2日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月4日時点	令和5年8月1日時点	事後	時点修正
令和5年10月2日	II しいき値判断項目 3. 重大事故発生 いつ時点の計数か	発生あり	発生なし	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年8月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年8月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 46の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第37条	・番号法第9条第1項 別表66 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 88の項	事後	法令改正
令和7年1月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(提供) ・番号法第19条第7号 別表第二 項番9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、106、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号ワ・同条第2号ワ、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第12条第1号カ・同条第2号ワ・同条第4号ワ・同条第6号ワ・同条第8号カ、第13条の2第1号イ・同条第2号ロ、第19条第1号ム、同条第2～6号、第30条第10号、第31条第1号ワ・同条第2号ワ・同条第5号ワ・同条第6号ワ・同条第7号ロ、第44条第1号ム、同条第2～6号、第53条第1号チ、第59条の3第1号ワ ※別表第二 30の項にかかる主務省令は未制定  (照会) ・番号法第19条第7号 別表第二 66項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第37条	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42.125.161の項 同第44条 リ 第90条 第一項、第二項、第三項、第四項 第91条、第127条第1項 リ	事後	法令改正
令和7年1月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部児童課	福祉部児童家庭課	事後	組織改編
令和7年1月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	児童課長	児童家庭課長	事後	組織改編
令和7年1月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	福祉部児童課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3201 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161	福祉部児童家庭課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3201 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-4161	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部児童課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3201	福祉部児童家庭課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3201	事後	組織改編
令和7年1月24日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	十分である  マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、宛名登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更
令和7年1月24日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠	—	十分である  対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するような形式(国が示す様式)を使用している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更